

議案第27号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年（2018年）2月14日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例

宝塚市都市公園条例（昭和44年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「それぞれ」を削る。

第2条の4第2項中「都市公園法施行令（）」の次に「昭和31年政令第290号。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（公園令第8条第1項の地方公共団体の条例で定める割合）

第2条の5 公園令第8条第1項に規定する地方公共団体の条例で定める割合は、100分の50とする。

第4条第1項、第6条、第13条、第16条及び第18条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第19条第1項中「滅失、損傷又は殺傷した」を「滅失し、又は損傷した」に改める。

第20条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

種別		区分	単位	金額
法第5条第1項の規定による公園施設	設置の場合	休憩所、売店その他これらに類するもの	月額	1平方メートル 650円 以上
	管理の場合	休憩所、売店その他これらに類するもの	月額	1平方メートル 1,300円
法第6条第1項又は第3項の規定による占	電柱、支柱、支線柱及び支線	年額	1本	4,644円
	電気事業者が電線を添架する電話柱	年額	1本	3,096円

用	電話柱、電話支柱、電話支線柱及び電話支線		年額	1本	2,412円
	認定電気通信事業者が電話線その他の線類を添架する電柱又は電話柱		年額	1本	1,608円
	その他の柱類		年額	1本	180円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		年額	1基	4,164円
	共架電線その他上空に設ける線類		年額	1メートル	24円
	地下に設ける電線その他の線類		年額	1メートル	24円
	地上に設ける変圧器		年額	1基	1,692円
	地下に設ける変圧器		年額	1平方メートル	1,548円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		年額	1基	1,548円
	地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	年額	1メートル	120円
		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの			156円
		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの			240円
		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの			312円
		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの			468円
外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの		624円			
外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの		1,092円			
外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの		1,548円			

	外径が1.00メートル以上のもの			3,096円
	マンホールその他これに類するもの	年額	1平方メートル	3,444円
	地下埋設管への共同収容ケーブル	年額	1メートル	84円
	鉄道、軌道その他これらに類するもの	年額	1平方メートル	3,444円
	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	月額	1平方メートル	129円
	通路その他これに類するもの	年額	1平方メートル	2,904円
	露店、商品置場その他これらに類するもの	月額	1平方メートル	536円
標識類	乗合自動車停留所標識	年額	1本	2,244円
	標柱及び標識類	月額	1本	287円
工事用 板囲、 足場及 び工事 用材料 置場並 びに落 下防止 柵その 他これ らに類 するも の	地上占用物件	月額	1平方メートル	536円
	上空占用物件	月額	1平方メートル	242円
	その他のもの	月額	1平方メートル 又は1メートル	536円

第4条第1項各号に掲げる行為	行商、募金、出店その他これらに類する行為	日額	1平方メートル	650円
	業として行う写真の撮影	日額	1人	1,949円
	業として行う映画の撮影	日額	1回	7,777円
	興行	日額	1平方メートル	517円
	競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し	日額	1平方メートル	383円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成31年3月31日までの間、施行日前に法第6条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者の施行日以後に引き続き当該許可に係る占有物件による占有についての別表第2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

法第6条第1項又は第3項の規定による占有の部電柱、支柱、支線柱及び支線の項	4,644円	3,960円
法第6条第1項又は第3項の規定による占有の部電話柱、電話支柱、電話支線柱及び電話支線の項	2,412円	2,016円
法第6条第1項又は第3項の規定による占有の部地下埋設物の款外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの項	240円	230円
法第6条第1項又は第3項の規定による占有の部地下埋設物の款外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの項	312円	273円
法第6条第1項又は第3項の規定による占有の部地下埋設物の款外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの項	624円	532円
法第6条第1項又は第3項の規定による占有の部地下埋設物の款外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの項	1,548円	1,368円

法第6条第1項又は第3項の規定による占用の部地下埋設物の款外 径が1.00メートル以上のものの項	3,096円	2,664円
法第6条第1項又は第3項の規定による占用の部マンホールその他 これに類するものの項	3,444円	2,664円

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、施行日前に法第6条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者の施行日以後に引き続く当該許可に係る占用物件による占用についての別表第2の規定の適用については、同表第2法第6条第1項又は第3項の規定による占用の部マンホールその他これに類するものの項中「3,444円」とあるのは「3,196円」とする。